



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年6月15日(金) 第9608号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害政策課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	6
○同	6
○道路の供用開始(同)	6
公 告	
○所在不明通知(森林保全課)	7
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)	8
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同)	8
○同	9
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	9
○公聴会の開催(同)	9
○道路位置の指定(建築課)	10
警察本部公告	
○懲戒処分に係る書面の交付に代える公告(監察課)	10

■ 規 則

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第四十五号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号の表四十四の部五の項中「第七条の二」の下に「第一項及び第二項」を加え、同項を同部六の項とし、同部四の項中「職員による」の下に「旅館業の施設への」を、「立入検査」の下に「若しくは関係者への質問の実施及び同条第二項の規定による旅館業を営む者(営業者を除く。その他の関係者からの報告の徴収又は職員による旅館業の施設への立入検査若しくは関係者への質問の実施)を加え、同項を同部五の項とし、同部三の項の次に次のように加える。

四 第六条第一項の規定による営業者に対する宿泊者名簿の提出の要求	保健所長
----------------------------------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第四十六号

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第五号身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)総括表中「別冊」を「別冊」に、「別冊」を「別冊」に改め、同様式身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⌒	cy1	D	Ax	°
左眼		×	D	⌒	cy1	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦ 80)
左										度 (≦ 80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

(①と②のうち大きい方)

(①と②のうち小さい方)

両眼中心視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

又は
自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧ 26dB)

左 ④ 点 (≧ 26dB)

(③と④のうち大きい方)

(③と④のうち小さい方)

両眼中心視野視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプ
タが 1 / 4 の視標によるものか、1 / 2 の視標によるものかを明確に区
別できるように記載すること。

附 則

2 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
改正後の様式第五号の規定は、この規則の施行の日以後に医師が作成する身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)第二条第一項第一号に規定する診断書及び同項第一号に規定する意見書(以下「診断書及び意見書」という。)について適用し、同日前に医師が作成する診断書及び意見書については、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋安中富岡線	安中市岩井字町屋607番の6地先から同市同字西611番の3地先まで	前	10.3～11.6	120.0
			後	10.3～13.9	120.0

◎群馬県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	磯部停車場上野尻線	安中市安中一丁目字七曲り3303番の4地先から同市同字同3334番の13地先まで	前	8.6～9.7	58.0
			後	9.0～13.4	58.0

◎群馬県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	磯部停車場上	安中市安中一丁目字七曲り3303番の4地先から同市	平成30年6月15日

野尻線 同字同3334番の13地先まで

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を東吾妻町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡東吾妻町大字大柏木字岩鼻乙3362	蜂須賀熊吉	
吾妻郡東吾妻町大字大柏木字猿谷戸2761	高橋郡治	
吾妻郡東吾妻町大字三島字根古屋ワグ5051、5072	竹内喜兵	
吾妻郡東吾妻町大字本宿字湯ノ上3334の72	富沢満洲雄	
吾妻郡東吾妻町大字本宿字湯ノ上3334の148	丸山徹薫	
吾妻郡東吾妻町大字三島字細谷5407の1、5407の2、5407の4	小林美和	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の3、6796の6	(亡)小林盛三郎 (相)小林ヒナ	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の5、6796の8	高橋幸平	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の9	中曽根安雄	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の12	高橋信行	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の13	片貝寛子	共有林
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の18、6796の107	高橋喜曾八	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の113	高橋賢人	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の114	山口岩男	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の118	高橋昭一	
吾妻郡東吾妻町大字三島字沢啓6796の119	湯浅忠	
吾妻郡東吾妻町大字本宿字森木沢2390、字上丸塚3300の126、3300の129	島津信	共有林
吾妻郡東吾妻町大字本宿字甘酒原3299の84	上原今朝夫	
吾妻郡東吾妻町大字松谷字鎌田596の1、字鳶岩1084	水出正和	

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成28年3月15日群馬県告示第73号

桐生都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・4・6号本町線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	
幹線街路	3・4・6	本町線	桐生市 広沢町 二丁目	桐生市 本町三 丁目	桐生市 桜木町 錦町	約 2,980m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差14 箇所	
なお、新桐生駅駅前広場を設ける。											面積 2,507㎡

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 千代田工業団地南地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 邑楽郡千代田町大字下中森の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成30年5月29日

4 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び千代田町都市整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 千代田工業団地南地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 邑楽郡明和町大輪の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成30年5月29日
- 4 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 千代田工業団地南地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年5月29日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び千代田町都市整備課

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、桐生都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成30年7月10日（火）午後2時から 桐生土木事務所2階大会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 桐生都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課において、平成30年6月15日（金）から同月29日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年6月29日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

桐生都市計画道路の変更(3・4・6号本町線の変更)に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 大澤 正明 あて		
平成30年6月15日付け群馬県報に掲載された桐生都市計画道路の変更(3・4・6号本町線の変更)に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1	公述申出人 住所 電話番号	氏名 印 年齢 職業
2	都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要)	
3	意見の要旨(別紙のとおり)	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年6月15日

群馬県知事 大澤 正明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字十二1961-8	延長 35.00 幅員 4.60	群馬県指令前土第304-3号 平成30年5月15日
2	同	甘楽郡甘楽町大字福島字生板木1465-4	延長 75.66 幅員 4.50 ～5.00	群馬県指令高土第253-1号 平成30年5月21日

■ 警察本部公告

次の者に対する懲戒処分書は、本人の所在が不明のため交付することができないから、群馬県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令(平成24年群馬県警察本部訓令甲第11号)第21条第3項の規定により次のとおり懲戒処分の内容を公告する。

平成30年6月15日

群馬県警察本部長 山本和毅

- 1 階級氏名 警部補 宮腰 大
- 2 懲戒処分内容 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項第1号から第3号までの規定により懲戒処分として免職する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
